

(3) 景観形成基準

川崎町中心部地区における景観形成基準を以下に示します。

▼景観形成基準

行為	項目	景観形成基準 ※■:地域の特徴を踏まえた基準
建築物 ・工作物	配置・ 位置	<input type="checkbox"/> 市街地では、周囲との連続性に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> その他のエリアでは、周囲の環境に配慮したゆとりある配置とする。 <input type="checkbox"/> 大規模な施設となる場合には、オープンスペースを有効に配置し、潤いある景観の形成に努める。
	高さ	<input checked="" type="checkbox"/> 旧城址等の高台からの眺望や蔵王連峰への眺望に配慮し、周囲の山並みを阻害せず、周囲と調和した高さとする。
	形態 ・意匠	<input checked="" type="checkbox"/> 旧街道沿いでは、松並木がつくる街道景観を阻害せず、周囲の田園景観と調和した形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 住居系市街地では、周囲から突出する奇抜なものは避け、周囲と調和した屋根、外壁等の形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 大規模な建築物等では、長大な壁面を避け、周囲に与える圧迫感を軽減に努めた形態・意匠となるよう配慮する。
	色彩 ・素材	<input type="checkbox"/> 地域の景観資源との調和を配慮し、外壁や屋根における素材や色彩に配慮する。 <input type="checkbox"/> 外壁の基調となる色彩は、高彩度の色は避け、色彩を組み合わせる場合には、全体としてのトーンを合わせた統一感のある配色とする。 <input type="checkbox"/> 屋根の色彩は、建物との調和に配慮し、周囲から突出しないものとする。
	設備類	<input type="checkbox"/> 屋上設備、屋外設備は、建築物との一体化や道路等の公共空間から見えない位置に配置する。やむを得ない場合には、通りからの見通しに対する遮へい等を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。
	外構 ・緑化 等	<input checked="" type="checkbox"/> 屋敷林等による特徴ある田園景観と調和した植栽となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 駐車場を設ける場合には、出入口を最小限に整理し、道路境界部や敷地内における植樹等、周囲に閑散とした印象とならないよう配慮する。
開発行為・土地の形質の変更・木竹の植栽伐採	周辺への配慮	<input type="checkbox"/> 周囲の自然環境、植生等に配慮する。
	造成等	<input type="checkbox"/> 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限とする。 <input type="checkbox"/> 法面や擁壁等を設ける場合には、周囲の環境との調和に配慮した素材や工法とする。
	既存樹木・樹林等の保全	<input checked="" type="checkbox"/> 地域の景観を印象づける高木等の既存樹木は、可能な限り保全するよう努める。 <input type="checkbox"/> 植樹をする際は、周囲の自然植生に配慮した樹種の選択に努める。 <input type="checkbox"/> 伐採後は、自然の植生の再生に向けた措置を行うよう努める。